

平成30年6月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 当別町地域公共交通活性化協議会
住 所 石狩郡当別町白樺町58番地9
代表者氏名 会長 増 輪 肇 印

地域内フィーダー系統確保維持計画変更届出書

平成29年9月29日付け国総支第44号で国土交通大臣より認定された地域内フィーダー系統確保維持計画を以下のとおり変更するので、関係書類を添えて届出します。

- 変更日
平成30年3月22日
- 変更箇所
 - ・ 15. 協議会の開催状況と主な議論
 - ・ 表5
国庫補助上限額の算定式及び国庫補助上限額の変更
- 変更理由
平成30年2月22日に開催した当別町地域公共交通活性化協議会において、「当別町地域公共交通網形成計画」が承認され、3月22日に策定したことから変更。

※本届出書に、変更する事項を全て記した生活交通確保維持改善計画を添付すること。
※「変更理由」は、具体的に記述すること。

平成30年度当別町地域内フィーダー系統確保維持計画

当別町地域公共交通活性化協議会

会長 増輪 肇

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

平成18年度より行ってきた実証運行により、導入以前は2路線22便しかなかったバス交通が、コミュニティバス72便(平日)、当江線8便(平日)、合計80便の4倍まで増やすことができた。利用者もコミュニティバス導入以前に比べ1.8倍まで増加したことは、一元化によるコミュニティバス導入の最大のメリットと言える。

コミュニティバスは、スウェーデンヒルズ地区とJR石狩太美駅を經由し、札幌市北区とを結ぶ地域間幹線路線とこれに付随するフィーダー3系統を確保している。

地域間幹線路線については、札幌市への通勤・通学で利用されているほか、北区にある大学病院に接続しているため、高齢者等の通院にも多く利用されており、大型スーパーも經由していることから日常生活に不可欠なものである。

フィーダー系統は、コミュニティバスの基点となっているJR石狩当別駅南口で幹線と接続しており、市街地から離れている青山・みどり野地区からの輸送する青山線や市街地におけるデマンド交通として市街地予約型線を運行している。どちらの系統も高齢者の通院や買い物に利用されており、地域の足として必要不可欠なものと考えている。一方で、地方における人口減少により利用者の絶対数が少ない中で、利用者の促進を図るため、運行形態を検討し、利用者ニーズに即した需要の高い交通を維持することが必要である。

これらの住民に根付いたコミュニティバスシステムを維持し、交通弱者である子供や高齢者の移動手段を確保することで、住民の住環境の向上、高齢者の行動範囲拡大による健康増進を図るほか、コミュニティバスを通じた環境教育による環境意識の啓発にも資することができる。

一度失ってしまったバス交通を回復させるために5年の歳月を要したことを考えると、バス路線は容易に廃止すべきものではなく、子供や高齢者の健康で安全な必要最低限の住環境を守るためにも、地域公共交通の中心であるコミュニティバスを確保することは重要である。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

○ 事業の目標

コミュニティバスの運行による住民サービスの向上効果を得るため、次の目標を定める。

①乗合型バス

【青山線】

- ・1日当たりの利用者数を前年度以上にする。(平成28年度実績)

青山線 25.78人/日

- ・1便当たりの利用者数を前年度以上にする。(平成28年度実績)

青山線 2.03人/便

②デマンド型バス

【4～9月】

- ・ 1日当たりの利用者数を前年度以上にする。(平成28年度実績)

市街地予約型線 5.31人/日

- ・ 1便当たりの利用者数を前年度以上にする。(平成28年度実績)

市街地予約型線 1.34人/便

【10～3月】

- ・ 1日当たりの利用者数を前年度以上にする。(平成28年度実績)

市街地予約型線 11.34人/日

- ・ 1便当たりの利用者数を前年度以上にする。(平成28年度実績)

市街地予約型線 2.01人/便

これらの目標を達成したことで得られる効果は以下のとおり

○ 事業の効果

- ・ バス路線の確保による交通弱者の救済
- ・ 公共交通の認知度向上による、住民の環境や健康意識の啓発

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・ 年2回(10月・2月)に時刻表を発行し、町内に全戸配布(協議会)
- ・ 路線内容変更時に周知チラシ等を作成し、町内に全戸配布(協議会)
- ・ 町内の学校にバスの環境と交通に関する授業、バスの試乗体験の実施(協議会・運行事業者)
- ・ 町内会や高齢者クラブへの出前講座の実施(協議会)
- ・ 町内の図書室で借りた本をバスによる図書返却サービスの実施(協議会・運行事業者)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

別紙「表1」のとおり

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

運行経費と運行収入及び国庫補助金との差額を当別町地域公共交通活性化協議会が負担する。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

当別町地域公共交通活性化協議会

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法
バス乗務員による乗降調査（常時実施）
8. 別表1及び別表3の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要
地域内フィーダー系統確保維持計画のため記載なし
9. 別表1及び別表3の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
該当しないため記載なし
10. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要
別紙「表5」のとおり
11. 車両の取得に係る目的・必要性
<p>地域内フィーダー系統で利用する車両は、冬期間の運行に安全性を維持し、小回りの利く小型車両で、高齢者が利用しやすい補助ステップ等の機能を持たせた車両が必要である。現行の車両は、導入から15年以上経過し、老朽化に伴う整備も増加していることから安全かつ継続した運行を実施するために車両を購入する。</p>
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果
<p>○ 事業の目標</p> <p>新たな車両を購入することで、安全性を維持するほか、老朽化に伴う経費を削減し、継続した路線確保に努める。また、車両環境を整え、どなたでも利用しやすい環境を目指す。</p> <p>目標：交通弱者（学生・障がい者等）の利用者増加 平成28年度実績以上とする。 968人</p> <p>○ 事業の効果</p> <p>新車両の取得により、地域内フィーダー系統が確保維持されるほか、車両に係る経費が削減される。また、車両に補助ステップや手すり等の機能を持たせて、高齢者や障がいのある方でも利用しやすい環境を整え、利用者数の維持又は増加が期待できる。</p>

13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者

別紙「表6」のとおり

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

該当なし

15. 協議会の開催状況と主な議論

平成28年度

第1回 平成28年6月28日

- ・平成27年度当別町地域公共交通活性化協議会実績報告について
- ・平成27年度当別町地域公共交通活性化協議会決算及び監査報告について
- ・青山線におけるデマンド型交通の実証運行（案）について
- ・市街地予約型線の運行エリア拡大に向けた実証運行（案）について
- ・あいの里金沢線の運行経路変更（案）について
- ・平成28年度当別町地域公共交通活性化協議会予算の変更（案）について
- ・平成29年度当別町地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について

第2回 平成28年10月19日

- ・当別町コミュニティバス平成28年9月までの実績について
- ・（仮称）西当別道の駅線の運行内容（案）について
- ・平成28年12月1日付けダイヤ改正（案）について

第3回 平成28年12月28日（書面会議）

- ・平成28年度地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（案）について

第4回 平成29年2月17日

- ・当別町コミュニティバス平成29年1月までの実績について
- ・平成28年度当別町地域公共交通活性化協議会予算執行状況について
- ・（仮称）西当別道の駅線の実証運行内容（案）について
- ・当別町地域公共交通網形成計画の策定について
- ・平成29年度当別町地域公共交通活性化協議会事業計画（案）について
- ・平成29年度当別町地域公共交通活性化協議会予算（案）について

平成29年度

第1回 平成29年7月10日

- ・平成28年度当別町地域公共交通活性化協議会実績報告について
- ・平成28年度当別町地域公共交通活性化協議会決算及び監査報告について

- ・平成29年度当別町地域公共交通活性化協議会変更予算（案）について
- ・西当別道の駅線の実証運行内容（案）について
- ・当別町地域公共交通網形成計画（案）について
- ・平成30年度当別町地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について
- ・平成29年度地域における外国人旅行者等の移動円滑化推進事業について
- ・あいの里金沢線のバス停留所移設及びバス停留所名称変更について

第2回 平成29年10月17日

- ・当別町コミュニティバス平成29年9月までの実績について
- ・平成29年12月1日付けダイヤ改正（案）について
- ・当別町地域公共交通網形成計画（案）の進捗状況について

第3回 平成30年1月19日

- ・西当別道の駅線の実証運行状況について
- ・当別町地域公共交通網形成計画素案（たたき台）について
- ・地域公共交通確保維持改善・事業評価について

第4回 平成30年2月22日

- ・当別町コミュニティバスの利用実績について
- ・平成29年度当別町地域公共交通活性化協議会予算執行状況について
- ・当別町地域公共交通網形成計画（案）について
- ・平成30年度当別町地域公共交通活性化協議会運行事業計画（案）について
- ・平成30年度当別町地域公共交通活性化協議会予算（案）について

平成30年度

第1回 平成30年6月14日

- ・平成29年度当別町地域公共交通活性化協議会実績について
- ・平成29年度当別町地域公共交通活性化協議会決算及び監査について
- ・平成30年度当別町地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について
- ・平成30年度当別町地域公共交通活性化協議会変更予算（案）について
- ・平成31年度当別町地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について
- ・JRあいの里教育大駅バス停での無料チケットの使用について

16. 利用者等の意見の反映状況

- ・協議会構成員には地域住民の代表者が含まれており、それぞれの意見を集約している。
- ・バスに関する意見要望については、企画課（協議会事務局）及び運行事業者において随時受け付けている。路線再編ダイヤ改正時に考慮している。
- ・町内会や高齢者クラブ等の団体を訪問し、説明会を実施した際に意見を集約している。

17. 協議会メンバーの構成員

別添のとおり

【本計画に関する担当者・連絡先】

石狩郡当別町白樺町58番地9

当別町地域公共交通活性化協議会

事務局 布施雅浩

TEL:0133-23-3073

E-mail:kakou@town.tobetsu.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域内ファイダー系統）

平成30年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様 の別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該当 する要件 (別表7のみ)
当別町	有限会社下段モーターズ	(1) 青山線①	JR石狩当別 駅南口	とうべつ整形 外科	みどりの会 館	往 9.0km 復 10.2km	364 日	1,337.0 回		①	あいの里金沢線とのダイヤを調 整し、接続確保、料金面での乗 継優遇、乗継地点の集約化	③	
			JR石狩当別 駅南口	とうべつ整形 外科	青山会館	往 15.0km 復 15.0km	245 日	980.0 回		①	あいの里金沢線とのダイヤを調 整し、接続確保、料金面での乗 継優遇、乗継地点の集約化	③	
			JR石狩当別 駅南口	当別町内	JR石狩当別 駅南口	往 km 復 km	245 日	0.0 回		①	あいの里金沢線との接続確保、 乗継地点の集約化	③	
						往 km 復 km	日	回					
						往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらからの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内ファイダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内ファイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	当別町
------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	11,321
交通不便地域	

交通不便地域の内訳

人 口	対象地区	根拠法

国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額
11,321	$11321人 \times 150 \times 1 + 240万円 = 4098千円$	4,098 千円

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域（過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。）、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領（2.（1）⑭）に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)